

設楽ダム環境検討委員会（仮称）

設立趣旨（案）

設楽ダム建設事業は、豊川水系河川整備計画並びに豊川水系における水資源開発基本計画の一環として、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び新規水資源開発を行う多目的ダムを建設するものである。

設楽ダムは、平成11年に環境影響評価法が施行された以降、国土交通大臣が自ら施工するダムとして初めて、同法に基づく環境アセスを実施したダムであり、専門家の助言を得ながら、平成19年7月30日に環境影響評価書の縦覧を終えた。

今後は事業実施に向け、環境保全措置、事後調査及び環境配慮事項等を具体化させ、豊川の豊かな自然環境への影響をできる限り低減していく必要がある。

このため、設楽ダム建設事業に伴うダム周辺及びダム下流の自然環境に及ぼす環境影響に関して、環境保全措置等低減策の検討について指導・助言及びその実施状況の監視を行うことを目的として、関連する専門家で構成する「設楽ダム環境検討委員会」を設置するものである。

設楽ダム環境検討委員会（仮称）

規 約（案）

（名 称）

第1条

本会は「設楽ダム環境検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条

委員会は、国土交通省中部地方整備局が設楽町に建設予定の設楽ダム建設事業について、ダム工事による自然環境への環境保全措置、事後調査、環境配慮事項等の検討について事業者への指導・助言及びその実施状況の監視を行い、自然環境への影響の低減を図ることを目的とする。

（役 割）

第3条

上記目的を達成するため以下の事項に関する指導・助言を行う。

- ① 環境モニタリング調査計画
- ② 環境モニタリング調査結果に関する課題・問題点の抽出・分析・評価
- ③ 環境保全措置等の実施状況に関する課題・問題点の抽出・分析・評価

（組織等）

第4条

委員会の委員は国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から3年とし、再任を妨げない。
3. 委員会は必要に応じ、委員を追加することができる。

（委員会）

第5条

委員会の招集・開催は事務所長が行う。

2. 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は議事を進行し、委員会を統括する。
4. 委員会は、第2条の目的を遂行するために必要と認めた場合、本委員会の委員以外の学識経験を有する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条

1. 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所とする。
2. 事務局は委員の指示を受け、委員会の事務を行う。

(情報公開)

第7条

委員会は、原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。

ただし、貴重種の位置情報等は貴重種保護の観点から非公開とする。

(雑則)

第8条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員の意見を聴いて委員会が定める。

(附則)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

設楽ダム環境検討委員会（仮称）

構 成

委員（敬称略）

【委員】	有田 豊	名城大学	教授
【委員】	小笠原昭夫	名古屋学芸大学	非常勤講師
【委員】	西條好迪	岐阜大学	准教授
【委員】	田中正明	四日市大学	教授
【委員】	前田喜四雄	奈良教育大学	教授
【委員】	松尾直規	中部大学	教授
【委員】	森 誠一	岐阜経済大学	教授

事務局

国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所